

エコアクション21

環境経営レポート

2022年10月1日~2022年12月31日



2023年1月20日発行 株式会社 神倉

環境経営活動

二酸化炭素排出量の削減



廃棄物排出量の削減



水使用量の削減



・グリーン購入推進・地域貢献活動の推進・環境に配慮した工事の推進

目次

1.組織の概要

- 1) 事業者及び代表者名
- 2) 所在地
- 3) 環境管理責任者
- 4) 連絡先
- 5) 会社概要
- 6) 認証・登録の範囲
- 7) 事業規模

2. 環境経営方針

3. 環境経営目標

4. 環境経営計画

5. 実施体制

6. 環境経営目標の実績・取組結果とその評価

7. 環境経営活動の取組結果に対する評価・次年度の取組について

8. 環境関連法規等遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

1. 組織の概要

1) 事業者名及び代表者名

株式会社 神倉

代表取締役 神倉勇哉

2) 所在地

〒372-0827

群馬県伊勢崎市八斗島町1295-3

3) 環境管理責任者

渡辺理恵

4) 連絡先

TEL : 0270-32-5856

FAX : 0270-31-0291

✉ : info@kamikurakun.com

5) 会社概要

資本金 : 20,000,000円

創業 : 昭和63年5月6日

事業内容 : 特定建設業 群馬県知事許可(特-2) 第16174号

土木工事業・とび・土工工事業・石工事業・鋼構造物工事業

舗装工事業・しゅんせつ工事業・塗装工事業・水道施設工事業

解体工事業

(許可の有効期限 令和3年3月3日から令和8年3月2日まで)

産業廃棄物収集運搬業 群馬県知事01000008677

(許可の有効期限 令和2年5月17日から令和7年5月16日まで)

※自社運搬のみ

加入団体 : (一社) 群馬県建設業協会

6) 認証・登録の範囲 当社は、全事業・全組織を登録範囲としています。

7) 事業規模(年度は6月～5月)

項目	単位	2021年6月～ 2022年5月	2
売上	百万円	275	
従業員数	人	16	

2.環境経営方針

～基本理念～

株式会社神倉は、事業活動を行う上で、環境を保護し安全を守ることを重要課題の一つとして認識し、地域に感謝の心をもって建設業の事業に取り組んでまいります。

事業に専念するうえで欠かせない環境負荷の低減や環境に配慮した取り組みを積極的に進めていきます。

～環境経営方針～

- ① 事業活動に伴う環境への負荷を削減するために、具体的に次のことに取り組みます
 - ・ 車両・重機・機械類の工コ運転に努め燃料使用量を削減しCO2排出量の削減に重点的に取り組みます。
 - ・ 水資源を大切にするため、水使用量の削減に取り組みます。
 - ・ 電気使用量を削減し、CO2排出の削減に取り組みます。
 - ・ 一般廃棄物の削減や、建設産業廃棄物の分別の徹底に取り組むとともに、リサイクルの促進に努めます。
 - ・ 環境に配慮した製品やサービスの利用を強化し、環境経営に努めて行きます。
 - ・ 5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動の実施を行います。
 - ・ 地域への貢献活動を推進します。
 - ・ 建設現場や地域社会における環境保全活動を実施し貢献します。
- ② 環境関連法規を遵守します。
- ③ 環境経営方針は全社員に周知するとともに社内外に公表します。
- ④ 定期的に見直しを行い、継続的な改善を行っていきます。

制定日 令和4年10月1日

株式会社 神倉

代表取締役 神倉勇哉 ⑩

3. 環境経営目標

2021年度～2024年度

当社の環境経営目標は2021年度実績を基準値として策定しています。(各年度は6月～翌年5月とします。)

項目	単位	目標			
		基準年度 (2021年度)	2022年度 (▲1%削減)	2023年度 (▲2%削減)	2024年度 (▲3%削減)
1二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO2	864,475	855,830	847,186	838,541
電気使用量	kWh	20,224	20,022	19,819	19,617
ガソリン使用量	L	11,306	11,192	11,079	10,966
軽油使用量	L	36,784	36,416	36,048	35,680
灯油使用量	L	250	248	245	243
2廃棄物排出量の削減					
一般廃棄物	Kg	-	-	-	-
産業廃棄物総排出量	t	617	611	605	599
3水使用量の削減	m³	40.0	39.6	39.2	38.8
4グリーン購入推進	品数/年	3品目	4品目	5品目	6品目
5環境に配慮した工事の推進	件	環境に配慮した工事に努める			
6地域貢献活動の推進	回	地域貢献活動 1回／1年			

※購入電力のCO2排出係数は、東京電力 0.496Kg-CO2/kWh、RICOH 0.520Kg-CO2/kWhを使用。

※化学物質は使用していない。使用する場合は適正に管理する。

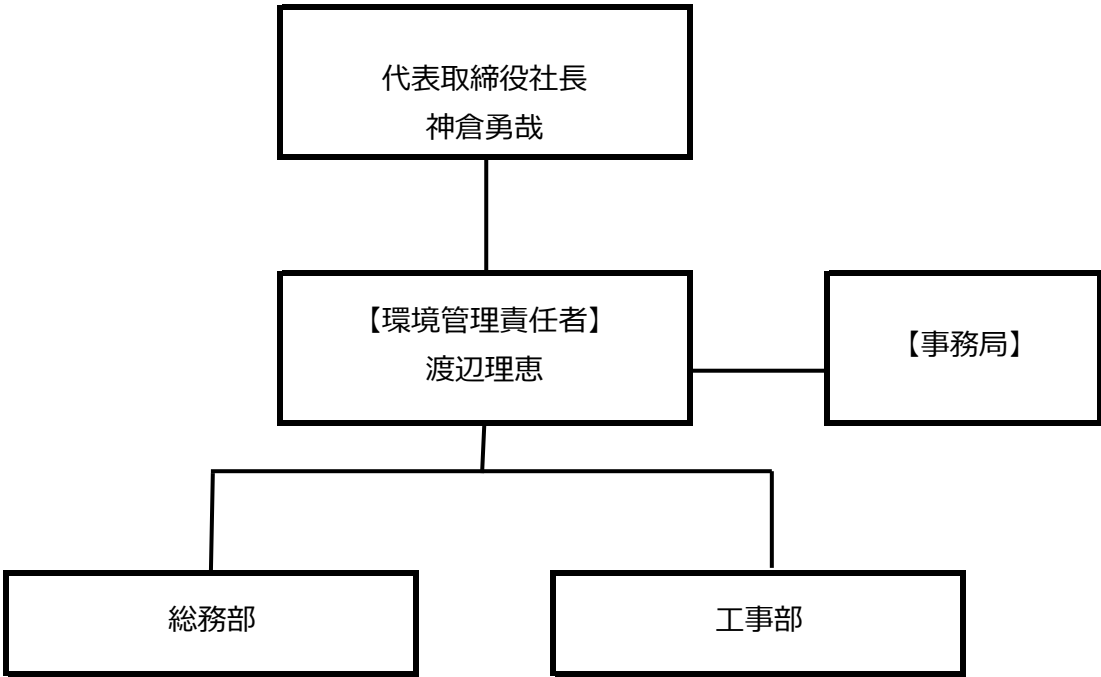
4. 環境経営計画

事務所及び建設現場の事業活動における環境への負荷を低減するために

以下の活動に取り組みます

環境経営計画の内容			担当
二酸化炭素搬出量の削減	電気使用量の削減	1. 使用していないパソコンの電源を切る	全従業員
		2. 未使用時の電気消灯	全従業員
		3. エアコンの温度に留意する	全従業員
		4. 不在時は冷暖房をこまめに消す	全従業員
	ガソリン・軽油使用料の削減	1. アイドリングストップの徹底	全従業員
		2. エアコンの適切な使用	全従業員
		3. 法定速度の厳守・エコドライブ運転の徹底	全従業員
	灯油使用料の削減	1. 熱を逃がさず、日差しを利用し室温を上げる	全従業員
		2. 効率の高い暖房機器を使う	全従業員
	その他	1. ペットボトルのキャップのリサイクル運動	全従業員
棄物搬出量の削減	一般廃棄物の削減	1. 廃棄物の分別を徹底する	全従業員
		2. コピー用紙の裏紙を利用する	全従業員
		3. 両面印刷を心がける	全従業員
	建設副産物	1. 廃棄物の削減・分別を徹底する	全従業員
		2. 廃棄物の再資源化	全従業員
水使用量の削減		1 出しっぱなしにしない	全従業員
		2. 蛇口に水量調整できる機能を付ける	全従業員
グリーン購入の推進		1. できるだけグリーン商品を購入する	全従業員
環境に配慮した工事の推進		1. 低騒音型機械の採用、適切な散水	全従業員
		2. 低騒音型・排出ガス対策型の重機の使用	全従業員
		3. 資材のリユース・リサイクル化の徹底	全従業員
		4. 建設副産物発生の削減、分別による再資源化	全従業員
		5. 工事での事故、騒音振動塵埃による苦情削減	全従業員
		6. 工事現場及び周辺の定期的な清掃を実施する	全従業員
地域貢献活動の推進		1. 事務所周辺・町内の清掃活動	全従業員

5.実施体制



職名	役割
代表者	①環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には、現在の責務に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ②エコアクション21の構築・運用・維持に必要な経営諸資源（人材・資金・機器・設備・技術・技能を含む）を準備する。 ③環境方針を制定する。 ④エコアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境方針・環境目標をはじめシステム全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。 ⑤課題とチャンスを確認にする。
環境管理責任者	①エコアクション21に関する経営諸資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する。 ②エコアクション21の構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しのための情報として、構築・運用に関する情報を最高責任者に提供する。
事務局	①事務局として、環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管する。
全従業員(総務部・工事部)	環境経営方針の理解と環境への取り組みの実施

6. 環境経営目標の実績・取組結果とその評価

環境経営目標の実績及び評価は以下の通りでした。

※ 試行期間の目標値は年間目標×3/12とします。（各年度は6月～翌年5月とします。）

項目	単位	基準年度	2022年度				
		2021年度実績 (6月～5月)	年間目標	試行期間 目標	試行期間 実績	目標 達成率	評価
			2022年度	2022年10月～12月			
1 二酸化炭素排出量の削減							
二酸化炭素排出量	Kg-CO2	864,475	855,830	213,958	355,560	60%	×
電気使用量削減	KWh	20,224	20,022	5,005	4,125	121%	○
ガソリン使用料削減	L	11,306	11,192	2,798	2,889	97%	○
軽油使用量削減	L	36,784	36,416	9,104	11,282	81%	×
灯油使用量削減	L	250	248	62	224	28%	×
2廃棄物排出量の削減							
	一般廃棄物	Kg		—	—	—	—
	産業廃棄物総排出量	t	617	611	153	474	32% ×
3水使用量の削減	m³	40.0	39.6	9.9	10	99%	○
4グリーン購入の推進	品数	3	4	1	1	100%	○
5工事現場の環境配慮	件	苦情なし	環境に配備した工事現場に努める。				○
6地域貢献活動の推進	回	本社清掃周辺に努める。					○

※目標達成率：削減目標：（目標/実績）×100、増加目標：（目標/実績）×100

※評価判定は95%以上は○ 90%～95%未満は△ 90%未満は×

7. 環境経営活動の取組結果に対する評価・次年度の取組について

(1) 二酸化炭素排出量の削減

取組対象	試行期間の評価(次年度の取組内容含む)
全社	目標は未達成だった。使用していない棟の電気やパソコンの電源を消すように徹底していく。
電気使用量の削減	目標は未達成だった。使用していない棟の電気やパソコンの電源を消すように徹底していく。エアコンの設定温度を管理する。
ガソリン使用量の削減	目標は達成できた。各々運転の仕方を工夫し省エネにつなげた。エコドライブ運転の推奨。
軽油使用料の削減	目標は未達成だった。重機の適切な使用方法の推進。
灯油使用料の削減	目標は未達成だった。不在時の暖房を消す。

(2) 廃棄物排出量の削減

取組対象	試行期間の評価(次年度の取組内容含む)
一般廃棄物排出量の削減	ごみの分別を徹底する。次年度から廃棄量のカウントを行う
建設副産物の再資源化率の向上	目標は未達成だった。マニフェストの管理。現場における廃棄物削減、分別の徹底。

(3) 水使用量の削減

取組対象	試行期間の評価(次年度の取組内容含む)
水使用量の削減	目標は未達成だった。水のだし過ぎに注意し節水を心がける。井戸水の利用。

(4) グリーン購入の推進

取組対象	試行期間の評価(次年度の取組内容含む)
グリーン購入の推進	目標は達成できた。今後も積極的にグリーン購入する。

(5) 地域に配慮した工事の推進

取組対象	試行期間の評価(次年度の取組内容含む)
工事現場の環境配慮	目標達成。工事着工前に関係者で現場毎騒音振動の発生防止、安全対策、作業工程の工夫、等を協議し、日々確認する。

(6) 地域貢献活動の推進

取組対象	試行期間の評価(次年度の取組内容含む)
地域貢献活動の推進	地域貢献活動をした。今後とも全社で活動に取り組んでいく。

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無

法 規 名		規 制 内 容	遵守状況	違反・訴訟 の有無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第3条	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理(事業者の責務)	○	無
	第11条	事業者はその廃棄物を自ら処理すること	○	無
	第12条	産業廃棄物の委託契約(収集運搬業者、処分業者との契約)	○	無
	第12条3	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	○	無
	第12条3の7 項	マニフェスト交付状況報告者の作成 及び報告	6月末に実施	無
	規則第8条 26	マニフェストは5年間保存	6月末に実施	無
	規則第8条 28	マニフェストはB-D票が90日以内、E票が180日以内に返送	○	無
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	第4条	廃棄物の発生抑制、 資材の再利用、 再資源化	○	無
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	第9条	分別解体等の実施義務	○	無
	第12条	発注者に書面で計画等説明	○	無
	第16条	再資源化の推進	○	無
	第18条	発注者に書面で実施報告、記録を 保存	○	無
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出(建設作業実施の7日前までに市町村長に届出)、規制値の遵守	○	無
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出(建設作業実施の7日前までに市町村長に届出)、規制値の遵守	○	無
フロン排出抑制法		全てのパッケージエアコン 点検頻度 (3ヶ月に1回以上)	○	無

		規制内容	遵守状況	違反・訴訟の有無
水質汚濁防止法	第12条	事業場の配水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない	該当なし	無
	第14条2	事故等により有害物質等を含む水が公共用水域に排出、漫透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある時は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を県知事に届出	該当なし	無
排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程	国土交通省告示第348号	工事用建設機械等の排出ガス対策型使用及び指定建設機械には、その表示を貼り付けること	○	無
低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程	国土交通省告示第487号	対策型ステッカー表示の建設機械を使用する	○	無
国等による環境物品などの調達推進等に関する法律(グリーン購入法)	第5条	物品の購入時にはできる限り環境物品等を選択する	○	無
特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律(オフロード法)	第17条	基準適合表示を貼付けした車両の使用	○	無
	第28条	抑制指針の遵守(適正燃料の使用点検整備の実施)	○	無
消防法	第10条	指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱ってはならない	○	無
道路交通法	第22条	車両は政令で定める最高速度を超えて速度で進行してはならない	○	無
	第56条	制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない	○	無
生物配慮条例			該当なし	無
土砂条例			該当なし	無

環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

2022年における環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、環境法規等の違反はありませんでした。

また過去3年間にわたって環境関連法規等の違反、訴訟はありませんでした。

9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

評価事項	報告・結果	代表者の評価
環境経営目標の達成状況	軽油、灯油、産業廃棄物、水について目標が未達であった	軽油、産業廃棄物については工事量により増減があるが、灯油、水はより効率的な使用、節約を通達して行きたい。
環境経営計画の実施及び効果	活動のシートにまとめて取り組んでいる	さらなる意識向上を図るため、見える化に励んでいただきたい。
環境法規などの遵守状況	違反・訴訟なし	法改正、情報等を積極的に収集し、法令遵守心がけていただきたい。
外部からの苦情や要望	なし	なしが良いが、もしあった場合は、迅速かつ丁寧に対応をすることとする。

見直し・指示	変更の必要性	指示事項
環境経営方針	必要性なし	特になし
環境経営目標	必要性なし	特になし
環境経営計画	必要性なし	特になし
実施体制	必要性なし	特になし

これまで行っていなかった排出量、使用量を集計した結果、まず目標を設定することができた。それが1つの前進である。

試行期間に達成できなかった項目について、社内全体に通達し、各々が意識向上と改善を継続的に行うことで、自然と省エネ活動を行うことが望ましい。

意識向上を図るため、地域清掃活動や可視化等を試行錯誤し、結果排出量削減、環境負荷の低減に努めていきたい。

令和 5年 2月 9日
株式会社 神倉
代表取締役 神倉 勇哉

取り組み実施状況

二酸化炭素排出量削減の取組状況



グリーン商品の購入



廃棄物排出量削減の取組状況



水使用量削減の実施状況



環境に配慮した重機の使用状況



地域貢献活動の推進

